

国立大学法人長崎大学とソフトバンク株式会社との包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、双方が有する資源、知見等を活用し、相互の包括的な連携を強化することにより、学術研究の発展、地域の産業振興、地域課題の解決等に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本連携は、甲及び乙が持続的に本連携を推進することにより、甲の進める地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続ける基本目標の実現に資する活動を行うことで、地域の課題解決策や新たなビジネスモデル創出を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 5Gなどの先端技術を活用した学内DX環境の整備に関すること
- (2) 甲乙が有する各種先端技術を活用したイノベーション創出支援に関すること
- (3) 甲乙が有する各種データアセットを活用した高度IT人材育成に関すること
- (4) 甲及び乙が合意したその他の連携活動

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、期間満了3カ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、本

協定はさらに1年間有効なものとし、以後この例による。また、協定期間中にいずれかにより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議し、これを定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙各自1通を保有する。

2023年8月23日

（甲）長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

河野 茂

（乙）東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

専務執行役員

桜井 勇人